

広域連合規則第 1 号

愛知県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則（平成19年広域連合規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第173条の 2」を「第173条の 3」に改める。

第52条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 中 7 の項を削り、8 の項を 7 の項とし、9 の項から 28 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。